

審査チェックリスト

			SCSA		合格 不合格 N/A	資料の確認(エビデンス)
大項目	中項目	対象	番号	項目		
1. 種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1	人工種苗証明 ● 下記の内容の記録を保持し、人工種苗であることの証明が可能な状態にする。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 納品書・購入記録の確認 ▲ 受精卵を購入した納品書・購入記録の確認。		
1. 種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1.1	● 飼育施設、所在地		
1. 種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1.1	● 採卵・受精方法・受精年月日		
1. 種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1.1	● 孵化年月日		
1. 種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1.1	● 親魚個体または親魚群の識別情報		
1. 種苗	人工種苗証明	種苗生産者				
1. 種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1.1	人工種苗の証明の為に記録する。 ● 飼・餌料		
1. 種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1.1	人工種苗の証明の為に記録する。 ● 投薬		
1. 種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1.1	人工種苗の証明の為に記録する。 ● 総重量または暫定尾数等		
1. 種苗	人工種苗証明	種苗生産者				
1. 種苗	人工種苗証明	種苗生産者				
1. 種苗	人工種苗証明	種苗生産者				
1. 種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1.2	受精卵を購入した場合は以下を記録 ● 購入元・購入年月日 ● 購入元に1.1.1.1の情報を照会し記録 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 購入時の納品書		
1. 種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1.3	人工種苗出荷時 ● 当記録を生産履歴として提供が可能である。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 1.1.1.1および1.1.1.2に関与する資料を適切に保管し、提供可能な管理体制を構築する。 ▲ 記録の保管および提供体制に関する書面による確認		
1. 種苗	人工種苗証明の保管	種苗生産者	1.1.2	● DNA鑑定が可能な状態の保管。 ● トレーサビリティに重大な齟齬が生じた際は、親子鑑定を含むDNA鑑定を検査機関等に依頼する。		
1. 種苗	人工種苗証明の保管	種苗生産者	1.1.2.1	凍結保存 ● 種苗生産に使用したすべての親魚の鱗等の組織小片の凍結保存 (サンプル重量1g以上) ● あるいは、当該種苗群より50個体以上の全魚体の凍結保存 (サンプル重量1g以上) 【評価根拠ガイドライン】 ▲ サンプルが保存された明確な記録 ▲ 現物の写真あるいは現地審査による存在の確認		
1. 種苗	人工種苗証明の保管	種苗生産者	1.1.2.2	凍結保存情報 ● 保存した組織小片、または魚体の凍結保存は魚体の識別情報と厳密に紐付けて保存し記録する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 1.1.2.1に関する識別情報を記録 ▲ 各サンプルに明示し、混同が起こらない保管		
1. 種苗	人工種苗証明の保管	種苗生産者	1.1.2.3	凍結保存 ● 組織小片または魚体は、最終産物として当該養殖魚が出荷されてから5年の保存を要する。 ● 外部からの要請があった場合、識別記録及び凍結サンプルを提出する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 1.1.2.1/1.1.2.2の各サンプルが5年保存されている事 ▲ 要請に応じ、各サンプルおよび親魚に関する記録情報が提出可能であること		
1. 種苗	人工種苗証明の保管	養殖業者	1.2.1	生産履歴 ● 人工種苗購入先から提示された生産履歴を保管。 ● 飼育中の魚群と紐づけて開示・提供が可能な状態にする。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 飼育中の魚群を育成に関する記録を保管 ▲ 種苗生産者から提示された生産履歴と紐づけて開示・提供が可能である。 ▲ 記録の保管および提供体制に関する書面による確認	合格	・SCSAとしての稚魚の購入先は、アーミン近大 (SCSA認証企業) のみです。令和2年12月18日に入荷した稚魚 (4.5万尾×6口、3.5万尾×2口) の「R2年産人工ふ化 マダイ 種苗経歴照明書」を受領、保管されていることを確認しました。 ・搬入された生簀をロット単位としています。養殖の段階で合体、分養を計画的に行っています。ロット単位で記録していました。 合体を行う場合は、仕入れ時の同一種苗のみで行っています。 ・3/20に有限会社ハマスイに出荷された「養殖真鯛 (メ) SCSA16尾」のロット：近大R3-7.8②が令和2年12月18日に入荷した稚魚と紐づけられていることを養殖管理システムで確認しました。
1. 種苗	人工種苗証明の保管	養殖業者				
1. 種苗	人工種苗証明の保管	養殖業者				
1. 種苗	人工種苗証明の保管	養殖業者				

1.種苗	人工種苗証書の保管	養殖業者				
1.種苗	人工種苗証書の保管	養殖業者				
1.種苗	1.2養殖業者	養殖業者	1.2.2	DNA鑑定 ●人工種苗からの育成養殖魚証明のために、必要に応じてDNA鑑定を実施する。 ●外部から要請に応じ、導入した種苗または育成後の養殖魚の凍結サンプルを提出する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲DNA鑑定実施のために認証機関より情報の提供を求められた場合、関連する資料等を提出できる体制を構築。	合格	DNA鑑定実施のために認証機関より情報の提供を求められた場合、関連する資料等を提出できる体制を構築しています。 DNA鑑定が必要な状況はありませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.1	種苗生産者の管理 ●生産ロットごとに管理し、その管理記録をもとに識別可能にする。 【評価根拠ガイドライン】 ▲生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持 ▲データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	アーマリン近大から購入された稚魚は、搬入された生質をロット単位としています。養殖の段階で合体、分養を計画的に行っています。ロット単位で記録していました。合体を行う場合は、仕入れ時の同一種苗のみで行っています。 購入～出荷までのデータは、“養殖管理システム”で行われています。 ・3/20に有限会社ハマスに出荷された「養殖真鯛（メ）SCSA116尾のロット：近大R3-7.8②の管理記録を確認しました。問題ありませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.1.2	種苗生産者の管理 ●他の種苗生産者が生産した種苗と明確に識別して管理する。 ●管理者はそれを常時把握可能にする。 ●他の種苗生産者が生産した種苗と混ぜて出荷しない。 【評価根拠ガイドライン】 ▲他の業者が生産した種苗と混ぜずに管理しそれを常時把握できる状態である ▲データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	アーマリン近大から購入された稚魚は、搬入された生質をロット単位としています。養殖の段階で合体、分養を計画的に行っています。ロット単位で記録していました。合体を行う場合は、仕入れ時の同一種苗のみで行っています。 他仕入れとの合体は、ありませんでした。 “養殖管理システム”内のロット：近大R3-7.8②の管理記録を確認しました。問題ありませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.1.3	種苗生産者の管理 出荷・販売伝票と記録で、以下を明確にする。 ●種苗生産者名 ●種苗生産者認証番号 ●出荷日 ●種苗魚種 ●出荷重量または出荷尾数 【評価根拠ガイドライン】 ▲人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷日、種苗魚種、出荷重量または出荷尾数が明記された帳票が存在する ▲データあるいは紙面での飼育管理記録、経歴証明書、出荷・販売伝票などの確認	合格	出荷時「商品履歴書」添付し提供していました。 2023/2/10、2023/3/20に有限会社ハマスに出荷された「商品履歴書」を確認しました。 ●種苗生産者名 ●種苗生産者認証番号 ●種苗導入年月日 ●種苗魚種 ●飼料名 が記載されていました。 ●出荷尾数は、納品書に記載されていました。 管理記録は、養殖管理システムで確認できました。
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.2	養殖業者の管理		
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.2.1	養殖業者の管理 ●養殖時に生産ロットごとに飼育尾数を管理 ●管理記録をもとに他の種苗が混入していないことの証明が可能である。 【評価根拠ガイドライン】 ▲生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持し、他の種苗が混入していないことが証明できる ▲データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	養殖管理システムで生質ごとに飼育状況をすべて記録していました。 搬入時の尾数は、活魚船収容図、アーマリン近大からの送り状から記録します。実際のカウントは、ワケチン接種時に行いますので、この段階で搬入時の尾数を修正します。 最終カウントは、出荷時の出荷尾数で行います。 生産ロットごとの識別可能な管理記録は、養殖管理システムで確認できました。
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.2.2	養殖業者の管理 ●出荷時に他の生産ロットと明確に区別して管理 ●管理者はそれを常時把握可能にする。 【評価根拠ガイドライン】 ▲出荷時にはかの種苗と明確に区別して管理していることを把握できる状態である。 ▲データまたは紙面での飼育管理記録、出荷・販売伝票の確認	合格	アーマリン近大から購入された稚魚は、搬入された生質をロット単位としています。養殖の段階で合体、分養を計画的に行っています。ロット単位で記録していました。合体を行う場合は、仕入れ時の同一種苗のみで行っています。 他ロットとの合体は、ありませんでした。 出荷時のロットも生質ロットにて管理されています。 “養殖管理システム”内のロット：近大R3-7.8②の管理記録を確認しました。 ※ロットの意味 近大：種苗生産者 R3：令和3年度（安高水産での取り扱いにより決める） 7.8②：搬入時の活魚船収容図より決定 ・近大R3-7 近大R3-8 生質ごとにロット割付 ・沖出し時 合体 近大R3-7.8になる ・その後分養 近大R3-7.8① 近大R3-7.8② 情報は常に管理できる状況でした。
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者/養殖業者	2.1.2.3	養殖業者の管理 ●出荷・販売伝票と記録で、以下を明確にする。 【評価根拠ガイドライン】 ▲出荷、販売伝票、販売記録、飼育管理記録等、明記された帳票を確認	合格	2023/2/10、2023/3/20に有限会社ハマスに出荷された「商品履歴書」を確認しました。 ・有限会社ハマスに宛 2023/2/10 ID 4682476 ・有限会社ハマスに宛 2023/3/20 ID 4683456 ●種苗生産者名 ●種苗生産者認証番号 ●種苗導入年月日 ●種苗魚種 ●飼料名 が記載されていました。 ●出荷尾数は、納品書に記載されていました。
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.2.3	●人工種苗生産者名	合格	同上
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者				

2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.2.3	●人工種苗生産者認証番号	合格	同上
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.2.3	●出荷・販売者名	合格	同上
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.2.3	●出荷日	合格	同上
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.2.3	●魚種	合格	同上
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.2.3	●出荷重量または出荷尾数	合格	同上
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	付記	養殖業者の管理 ●同一の種苗生産者から生産された種苗であれば、ロットが違っても群の混入を認め、新規のロットとして管理を行うことができる。 ●管理記録等で同一の種苗生産者が生産した認証種苗であることを証明できなければならない。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ほかのロットの混入を行う場合、同一種苗業者由来の種苗であることを記録していること。 データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	同じ種苗生産者の同じ仕入れロットを合わせることはありますが、別の仕入れロットは合わせないことを確認しました。
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理		2.2.1	種苗生産者		
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	種苗生産者	2.2.1.1	トレーサビリティ ●稚魚（卵からふ化した状態）入手後の生産履歴および暫定尾数等を時系列にそって正確に記録する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲稚魚の育成、移動履歴、暫定尾数や増減尾数などが時系列にそって記録 ▲データまたは紙面での記録確認		
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	種苗生産者	2.2.1.2	トレーサビリティ ●稚魚の飼育は生簀・水槽ごとに明確に区別して行う。 ●ふ化から種苗出荷までの確実な履歴を保管する。 ●生産履歴が追跡可能な状態にする。 【評価根拠ガイドライン】 ▲孵化から種苗出荷までの生産履歴が追跡可能な帳簿を保管している。 ▲データまたは紙面での飼育管理記録の確認		
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	種苗生産者	2.2.1.3	トレーサビリティ ●出荷重量または出荷尾数を明確に示すことができる。 ●分別管理がなされていた証明として生産履歴の確認が可能な状態にする。 【評価根拠ガイドライン】 ▲出荷尾数、あるいは出荷重量が明確にされ、分別管理がされた証明となる書類を提示できる ▲データまたは紙面などによる飼育管理記録と経歴証明書等出荷に関連する記録の確認		
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	種苗生産者	2.2.1.4	数量管理 ●計数後から出荷までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲計数終了時から出荷までの間の死亡魚数や追加収容数などの増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録する。 ▲データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡魚数、追加収容尾数の記録の確認		
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	種苗生産者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	種苗生産者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	種苗生産者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	種苗生産者				

2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	種苗生産者	2.2.1.5	●記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲記録の修正に関する手順が文書化されている ▲記録修正に関する手順を示した書類（記録修正手順書など）の確認		
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者	2.2.2	養殖業者		
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者	2.2.2.1	トレーサビリティと数量管理 生産履歴は認証種苗受領から出荷まで生簀・水槽ごとに明確に分けて時系列にそって正確に記録する。 ●人工種苗受領時まで遡って追跡可能な状態にする。 【評価根拠ガイドライン】 ▲出荷から人工種苗受領までの正確な経歴などを遡って追跡できる記録を保管している ▲データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	養殖管理システムで、種苗を生簀に入れ出荷するまで、トレーサが可能であることを確認しました。 ※トレーサしたサンプル 2023/3/20 有限会社ハマスイ宛 出荷16尾 出荷時刻：近大R3-7.8② ID 4683456
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者	2.2.2.2	トレーサビリティと数量管理 ●認証種苗受領後または計数後から出荷終了までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲種苗受領後（種苗生産者が示した尾数）または計数後から出荷終了までの期間の増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録している。 ▲データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡数、追加収容尾数の記録の確認	合格	※トレーサしたサンプル 2023/3/20 有限会社ハマスイ宛 出荷16尾 出荷時刻：近大R3-7.8② ID 4683456 1. 稚魚搬入時 ●稚魚購入年月日 2020/12/18 ●種苗生産者名 アーミン近大 ●種苗生産者認証番号 BV-KU-OR-0001 ●種苗魚種 マダイ 尾数（2021/3/26 ワクチン接種時の修正数） 近大R3-7 44,457尾 近大R3-8 44,536尾 （合計）88,993尾 2. ワクチン接種時 近大R3-7 43,225尾 近大R3-8 43,729尾 （合計）86,954尾 （死魚+ハネ） 1,232尾 807尾 3. 合体尾数 79,122尾（2022/1/28） （死魚+ハネ） 7,832尾 4. 分養 近大R3-7.8①（生簀No.E-6） 近大R3-7.8②（生簀No.E-2） 5. 出荷数 近大R3-7.8① 36,238尾（2023/1/6出荷完了） （死魚+ハネ） 2,398尾 近大R3-7.8② 40,479尾（2023/3/20出荷完了） （合計）76,717尾（+ハネ 2,398）=79,115尾 不明魚率（79,115-79,122）/79,115×100=0.29（%）
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者	2.2.2.3	トレーサビリティと数量管理 ●認証人工種苗受領後の生産履歴・増減尾数を正しく記録する。 ●種苗生産者が提示した出荷尾数より記録尾数が増加していないことを明らかにする。 ●誤差は実数では5%、重量や一部計数からの推定値は10%増の範囲内に収まるようにする。 【評価根拠ガイドライン】 ▲飼育魚の経歴を正確に記録し、過去に出荷した魚の最終出荷量が誤差の範囲内で一致している過去の飼育管理記録と誤差数値の確認 ▲過去の飼育管理記録と誤差数値の確認	合格	2.2.2.2を参照ください。 誤差は、0.29%でした。
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者	2.2.2.4	記録の修正 ●記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲記録修正に関する手順を示した書類（記録修正手順書など）の確認	合格	「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム（Ver.2.6）」（2023年3月16日改訂）に記録の修正方法が文書化されていました。修正内容は、「養殖管理システム記録・要件修正線」に記録されていました。 近大R3-7.8②の修正内容を確認しました。 ・ワクチン接種時の入荷時尾数の修正 ・分養比率の変更 修正内容は、適切でトレーサにおいて確認しました。
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	加工・流通業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	加工・流通業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	加工・流通業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	加工・流通業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	加工・流通業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	加工・流通業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	加工・流通業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	加工・流通業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	加工・流通業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	加工・流通業者				

2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	加工・流通業者			
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	加工・流通業者			
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	種苗生産者	2.3.1	種苗生産者	
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	種苗生産者	2.3.1.1	水産用医薬品 ●農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照にする。 ●医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に基づいて適切に使用する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認 ▲添付がある場合は品質検査成績書の確認	
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	種苗生産者	付記	水産用医薬品 ●麻酔剤使用は、上記で定められた麻酔剤（オイゲノールを有効成分とする薬剤）以外を使用しない。 【評価根拠ガイドライン】 ▲最新の「水産用医薬品の使用について」を参照している ▲法律に基づいて水産用医薬品を使用している ▲フェノキシエタノールを使用していないことを購入、使用記録で確認	
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	種苗生産者	2.3.1.2	以下を 5年間 を保管する。 ●医薬品の購入記録 ●購入伝票 ●添付の場合品質検査成績書等 【評価根拠ガイドライン】 ▲水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている ▲購入記録・購入伝票の確認 ▲添付がある場合、品質検査成績書の確認	
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	種苗生産者	2.3.1.3	医薬品 ●添付書類等の指示に従う ●汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する 【評価根拠ガイドライン】 ▲水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。 ▲水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。	
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	種苗生産者	2.3.1.4	医薬品 ●使用基準に従って適切に使用 ●使用年月日、使用生質、使用量等を記録 ●記録は 5年間 保管する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲使用年月日、使用生質、使用量を使用ごとに記録している ▲水産用医薬品の使用記録の確認	
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	種苗生産者	2.3.1.5	水産用ワクチン ●水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入する。 ●以下を 5年間 保管する。 -購入記録 -購入伝票 -添付の場合品質検査成績書 -水産用ワクチン使用指導書 【評価根拠ガイドライン】 ▲ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認 ▲添付がある場合は品質検査成績書の確認	
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	種苗生産者	2.3.1.6	使用期限の切れた医薬品 ●適切に廃棄する ●廃棄記録を5年間保管する 【評価根拠ガイドライン】 ▲使用期限の切れた薬品を使用しない ▲適切に廃棄し記録する ▲購入量、使用量、廃棄量が一致している。 ▲写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	種苗生産者 養殖業者			

2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	種苗生産者	2.3.1.7	抗菌剤 ● 不必要な乱用を避ける ● 予防的な使用をしない 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない ▲ 水産用医薬品の使用記録の確認		
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者	2.3.2	養殖業者		
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者	2.3.2.1	水産用医薬品 ● 農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照している ● 医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて適切に使用する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 最新の「水産用医薬品の使用について」の保持を確認 ▲ 医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて水産用医薬品を使用 ▲ 水産用医薬品の使用記録の確認	合格	「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂)の「水産用医薬品の使用」の手順に従って運用していました。 ・健康状態の確認 ・病状から薬を判断 (愛南町水産課等に検査依頼) ・「水産用医薬品の使用について第36版」が保持されていました。 (毎年最新版を使用) - 医薬品の使用は、養殖管理システムに記録されていました。
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者	付記	麻酔剤 ● 上記で定められた麻酔剤 (オゲノールを有効成分とする薬剤) 以外を使用しない。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 最新の「水産用医薬品の使用について」の保持を確認 ▲ 医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて水産用医薬品を使用 ▲ フェニキエタノールを使用していないことを購入、使用記録で確認	合格	麻酔薬は流通しているFA100 (主成分: オゲノール) のみを使用しました。 3/22現場でFA100を使用してのワクチン接種作業を確認しました。接種後の稚魚が麻酔が切れた後、正常に活動していました。適切に使用していることを確認できました。
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者	2.3.2.2	以下を5年間保管する。 ● 医薬品の購入記録 ● 購入伝票 ● 添付の場合品質検査成績書等 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている ▲ 入伝票、添付文書、品質検査成績書などの確認	合格	医薬品の購入伝票は適切に保管されていることを確認しました。 麻酔薬購入 2023/3/8 30本 ※仕切書 (伝票) ※2018年 (5年前) の購入伝票が保管されていることも確認できました。 記録: ワクチン購入記録、麻酔剤購入記録 (2018/5分)
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者				
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者	2.3.2.3	医薬品 ● 添付書類等の指示に従う ● 汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。 ▲ 保管場所、保管方法を現地審査での確認	合格	麻酔薬は、施錠できる保管庫に保管していました。 過酸化水素 (ムシオチル) は施錠できるシャッターがある保管場所にあることを確認しました。
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者	2.3.2.4	医薬品 ● 使用基準に従って適切に使用 ● 使用年月日、使用生量、使用量、使用期間終了日等を記録 ● 記録を5年間保管 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 使用年月日、使用生量、使用量、使用期間終了日を使用ごとに記録している ▲ 水産用医薬品の使用記録の確認	合格	医薬品は、ワクチン、麻酔薬、薬浴用の過酸化水素水のみで使用でした。 使用記録及び在庫情報は「薬品管理帳」記録されていました。また、使用記録は養殖管理システムに詳細の記録がされていました。
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者	2.3.2.5	水産用ワクチンの使用 ● 水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入 ● 購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認。 ▲ がある場合は品質検査成績書の確認	合格	水産用ワクチンを使用しています。3/22に接種作業を現場で確認しました。 対象魚: 近大R5-1.2 使用日: 2023/3/22 ワクチン名: ビンバック注イニエ+イソド 水産用ワクチン使用指示書 「水産用ワクチン使用指導書」が愛媛県農水産研究所より発行されていることを確認しました。
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者	2.3.2.6	使用期限の切れた医薬品 ● 適切に廃棄し廃棄記録を5年間保管する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 使用期限の切れた薬品を使用しない ▲ 適切に廃棄し記録する ▲ 購入量、使用量、廃棄量が一致している。 ▲ 写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	合格	前回審査以降、使用期限切れの医薬品の発生はありませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者	2.3.2.7	抗菌剤 ● 不必要な乱用を避ける ● 予防的な使用をしない。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない ▲ 水産用医薬品の使用記録の確認	N/A	抗菌剤の使用はありませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.4逃亡管理	種苗生産者	2.4.1	種苗生産者		

2対象人工種苗飼育管理	2.4逃亡管理	種苗生産者	2.4.1.1	逃亡管理 ●飼育魚の逃亡や飼育施設への天然魚の侵入を防止するための適切な対策を講じる。 【評価根拠ガイドライン】 ▲飼育施設からの逃亡、進入防止の対策がなされている ▲写真及び現地審査での逃亡防止策の確認		
2対象人工種苗飼育管理	2.4逃亡管理	養殖業者	2.4.2	養殖業者		
2対象人工種苗飼育管理	2.4逃亡管理	養殖業者	2.4.2.1	飼育魚の逃亡や網外から天然魚の進入 ●防止するための適切な対策を講じる。 ●同ロットで管理された魚の不明魚率が20%以下となるようにする ●不明魚率20%以上が3回連続した場合は認証をしない。 ●但し台風等の大規模災害の影響があった場合は除外する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲飼育施設からの逃亡、進入防止に関する対策がなされている ▲不明魚率が20%以上を超えていない。 ▲写真および現地審査での逃亡防止策の確認 ▲過去の飼育管理記録等による不明魚率の確認	合格	逃亡や侵入を防止するために、以下の対策を取っています。 ・網の目開きサイズは、逃亡や侵入を防止するように設定しています。 ・稚魚搬入時の網点検 ・網掃除ロボットによる網破れの点検 最初は、8～10ヶ月後、後約2ヶ月毎 ・出荷後 引き上げ時の網点検 不明魚率は、0.29%であることをトレースで確認しました。 ※2.2.2.2参照
2対象人工種苗飼育管理	2.5魚類福祉	種苗生産者 養殖業者	2.5.1	魚類福祉 ●魚種ごとに適切な条件下で飼育する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲飼育状況を記録し、魚を健全な状態に保ち飼育している。 ▲魚が健全な状態にあることを示すもの（魚病発生頻度の頻度に関する書類など）	合格	適切な条件下で養殖することで魚のストレスを下げている。また、給餌量をコントロールしている。記録は、養殖管理システムに記録されている。 魚の健康状態は、毎日遊泳状態、喫食状態にて観察している。
2対象人工種苗飼育管理	2.5魚類福祉	種苗生産者 養殖業者	2.5.2	魚類福祉 ●飼育に関わる全ての作業者は、飼育魚の健康と福祉の維持の役割と責任を認識する。 ●飼育魚の健康と福祉に関する情報収集を積極的に行い、飼育に反映させる。 【評価根拠ガイドライン】 ▲魚類福祉に関する勉強会の開催 ▲積極的な情報収集の実施 ▲勉強会開催等の記録の確認	合格	養殖に関するデータは、養殖管理システムにて共有化され、最適な養殖条件にて魚のストレスを低減しています。 養殖に関する技術は、主にOJTで教育されています。 魚を活魚車で輸送する際、餌止め時期により移動中に水替えを依頼し、よい水環境での輸送ができるよう手配をしています。 SCSA出荷分は、より良い状態を保つために、専用の水槽に1晩保管し、手づかみで実施されていました。 学習会は、1回/年実施されていました。
3. 環境配慮	種苗生産者	種苗生産者/養殖業者	3.1.1	種苗生産施設および養殖施設の設置場所 ●法的に認められた場所である ●魚類飼育に適切と考えられる場所である 【評価根拠ガイドライン】 ▲施設の設置場所が法的に認められていること（建築基準法・自然公園法など） ▲施設の概要と周辺を含めた位置図 ▲新設の場合建築基準法・自然公園法等の法令に違反していないことを示す書類保有と現地審査による存在の確認	合格	設置場所は、漁業協同組合に区画漁業権が得られている区画です。 近隣に工場、焼却場、ホテルはなく、良好な漁場環境が保たれている地域です。（現場にて確認） 漁業飼育には適切な場所であると判断できます。
3. 環境配慮	養殖業者（中間的育成を行う養成業者も含む）	養殖業者（中間的育成を行う養成業者も含む）	3.1.1	【評価根拠ガイドライン】 ▲区画漁業権免許を取得し、養殖業を実施している ▲漁場周辺の工場や河川を示す図 ▲漁場の配置図、生質の構造図 ▲記録資料の保有と現地審査による存在の確認	合格	愛南漁業協同組合は区画漁業権を得ており、安高水産は宇特區第255,256,257,259,260,261,262,263号の8区画の権利を得ています。 「R4年度深浦東海合同漁場図」漁場連携図」で確認しました。
3. 環境配慮	3.2周辺環境への影響の記録	種苗生産者 養殖業者	3.2.1	周辺環境 ●種苗生産施設および養殖施設は、その周辺海域の環境保全に留意する。 ●国内法（日本国：持続可能な養殖生産確保法）・告示あるいは国際法規に基づき環境保全対策が計画・実施されている。 【評価根拠ガイドライン】 ▲項目を満たす記録の確認	合格	飼料の量、飼料の質、死魚の処理などが適切に管理され、養殖施設は周辺環境保全に留意されていました。 また、法律に基づく養殖場管理を行っていました。
3. 環境配慮	種苗生産者	種苗生産者	3.2.1.1	排水の水質検査 ●定期的（年4回以上）に実施 ●水温、DO、窒素、リン、有機物（COD）などを測定 ●記録する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲年に4回以上陸上施設からの排水の水温、DO、窒素、リン、有機物（COD）などの測定し記録している ▲記録資料の保有と現地審査による記録の存在の確認		
3. 環境配慮			3.2.1.1	【評価根拠ガイドライン】 ▲測定に用いた器具、測定方法が記録されていること		
3. 環境配慮	養殖業者（中間的育成を行う養成業者も含む）	養殖業者	3.2.1.2	養殖施設において以下などの定期的なモニタリングと記録を行う（漁協や都道府県で調査されている場合はそのデータ） ●飼育尾数 ●給餌量 ●漁場環境（水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮、有毒プランクトンの発生）など 【評価根拠ガイドライン】 ▲飼育尾数、給餌量の記録 ▲自社あるいは行政・漁協による水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮・有毒プランクトン情報などの測定値と記録 ▲漁場改善計画が設定されている場合はその関連書類 ▲記録資料の保有と現地審査による記録の存在の確認	合格	飼育尾数（死魚のカウント）、給餌量は、毎日養殖管理システムに入力され、モニタリングされています。水質データは、愛南町「水域情報ポータル」、愛南漁協アプリより逐次入手し確認しています。水温、塩分、DO、COD、透明度などを確認できる状況です。底質調査データは、産学共同で毎年測定され開示されています。各データが、産学から提供され閲覧可能な状態であり、活用しています。環境に恵まれたエリアであり、適切な水環境で養殖できています。
3. 環境配慮	養殖業者（中間的育成を行う養成業者も含む）	養殖業者	3.2.1.2	●水質検査の測定方法や用いた機材の記録 【評価根拠ガイドライン】 ▲測定に用いた器具、測定方法が記録されていること	合格	愛南町、愛南漁協、愛媛大学等が実施した調査情報でした。

3. 環境配慮	養殖業者（中間的育成を行う養業者も含む）	種苗生産者 養殖業者	3.2.2	<p>●水産用医薬品や魚網防汚剤の使用は2.飼育管理 2.3項（水産用医薬品の使用）の規定により、法令や告示に基づいて行い記録する。</p> <p>●使用にあたり周辺環境への影響を最小限にする。</p> <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <p>▲魚網防汚剤は全魚連等に認められた防汚剤を使用する。</p> <p>▲医薬品の使用は法令に基づき使用する。</p> <p>▲使用した防汚剤の製品のパンフレット等漁連等が認めている製品であることを証明する資料、医薬品の使用記録を確認</p>	合格	<p>漁網防汚剤は、専門メーカー（三陽興産株式会社）に依頼しています。</p> <p>環境配慮の製品を使用するためにメーカーから情報を得ています。</p> <p>全国漁業協同組合連合会（JF全漁連）の安全確認防汚剤認定品です。</p> <p>※HPで確認できました。</p>
3. 環境配慮	養殖業者（中間的育成を行う養業者も含む）	種苗生産者 養殖業者	3.2.3	<p>養殖用資材・死亡魚等</p> <p>●法令・告示・ガイドラインに則り適切に処理</p> <p>●管理票を保管する。</p> <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <p>以下に則り適切に処理</p> <p>▲資源の有効な利用の促進に関する法律</p> <p>▲廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)</p> <p>▲環境省：漁業系廃棄物の処理についてのガイドライン</p> <p>▲死魚の処理方法などの確認</p> <p>▲廃棄物処理業者との取引伝票や産業廃棄物管理票（マニフェスト）などの保有</p> <p>▲現地審査による存在の確認</p>	合格	<p>死亡魚の仮保管場所、冷凍庫を現場で確認しました。</p> <p>死亡魚は漁協経由で岸化学で処理していました。</p> <p>漁連により死亡魚処理の引き取りをした令和5年3月7日の「魚類養殖仔魚残差処理料について」を確認しました。（2月分 1.2t）</p>
3. 環境配慮	3.3環境影響低減への対策	種苗生産者 養殖業者	3.3.1	<p>環境影響低減への対策</p> <p>●種苗生産及び養殖関連施設を含め周囲の環境に十分配慮</p> <p>●野生動物の生息に及ぼす影響を最小限にする手段を講じる。</p> <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <p>日本国：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)、絶滅の恐れのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)、文化財保護法、生物多様性基本法、自然公園法、自然環境保全法、国際条約：生物の多様性に関する法律(生物多様性条約)、絶滅の恐れのある野生動物種の国際取引に関する法律(ワシントン条約)、二国間渡り鳥条約・協定等の法令、条約に違反していないこと</p> <p>▲法令違反による罰則がないこと</p> <p>▲罰則歴がある場合は是正をするための必要な処置をとり監督機関により確認されていることを示す資料の保有と現地審査による存在の確認</p> <p>▲野生動物の分布に関する定期的な情報の収集、生息域や生息動物への配慮がなされていること。</p>	合格	<p>適切な給餌量、給餌の質、死亡魚の適切な処理で周囲の環境に十分配慮されていることを確認しました。</p> <p>逃亡防止など、野生動物の生息に及ぼす影響もなく対策が取られています。</p> <p>法律違反等も発生していませんでした。</p>
3. 環境配慮	3.3環境影響低減への対策	種苗生産者 養殖業者	3.3.2	<p>逃亡魚対策</p> <p>●種苗生産施設および養殖施設から逃亡した飼育魚が周囲の自然環境、生物多様性、生態系に及ぼす影響を最小にするための対策を講じる。</p> <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <p>▲逃亡した飼育魚が周囲の自然環境、生物多様性、生態系に及ぼす影響を最小限にするよう対策を講じている</p> <p>▲逃亡対策を示す書類と画像の保有と現地審査による存在の確認</p>	合格	<p>現場確認、記録確認で逃亡魚対策が有効であることを確認しました。</p> <p>・沈下式の網で給餌の際も逃亡するような状況ではありません。</p> <p>・網の目開きも考慮しています。</p> <p>・分養や生養合体、選別や成魚出荷時にも隙間なく網を張っており、魚が誤って出てしまうようなことがないような状態で行っています。</p> <p>※ワクチン接種時の作業でも確認しました。</p> <p>・網の補修も随時行っていました。</p> <p>・トレースで、不明魚は、0.29%と非常に低い数字でした。</p>
4. 飼・餌料	4.1飼・餌料の原料	種苗生産者 養殖業者	4.1.1	<p>飼・餌料</p> <p>●国内の法令（日本国：資料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）および告示・ガイドラインを遵守して、生産・流通したものをを用いる。</p> <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <p>▲国内の法令及びガイドラインを遵守</p> <p>▲下記項目にある資料の保管と現地審査による現場確認</p>	合格	<p>購入されている下記証明書に食料安全法に適合している旨の記載がありました。</p> <p>・仕入れ先名：スレッチェン 飼料名：真鯛YS8.5 500kg/バック 飼料成分内容安全証明書 2023年3月1日</p> <p>・仕入れ先名：フードワン 飼料名：まだいDFPナチュラルd8 500kg/バック 養魚飼料の品質証明書 2023年3月吉日</p>
4. 飼・餌料	4.2飼料のトレーサビリティおよび透明性の確保	種苗生産者 養殖業者	4.2.1	<p>飼料および飼料添加物</p> <p>●購入記録・産地証明書・飼料品質証明書などを保管する。</p> <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <p>▲購入記録、飼料品質証明書等の資料を確認</p>	合格	<p>*餌は飼料メーカーからほぼ毎日、購入しています。以下の購入履歴、証明書を確認しました。</p> <p>・仕入れ先名：ヒガシマル 飼料名：ふかうら40DP-10 (CH) 20kg/袋 記録：送り状 令和5年2月17日、令和5年3月6日、令和5年3月13日 魚粉履歴証明書 令和5年2月27日 飼料安全証明書 令和5年2月27日</p> <p>・仕入れ先名：スレッチェン 飼料名：真鯛YS8.5 500kg/バック 記録：送り状 令和5年1月6日、令和5年3月18日 魚粉履歴書 2023年3月1日 飼料成分内容安全証明書 2023年3月1日</p> <p>・仕入れ先名：フードワン 飼料名：まだいDFPナチュラルd8 500kg/バック 記録：送り状 令和5年2月25日、令和5年2月28日、令和5年3月14日 養魚用粉履歴書 2023年3月吉日 養魚飼料の品質証明書 2023年3月吉日</p>
4. 飼・餌料	4.2飼料のトレーサビリティおよび透明性の確保	種苗生産者 養殖業者	4.2.2	<p>生餌</p> <p>●魚種・漁獲時期・漁場および保管場所を明らかにする。</p> <p>●それを証明する書類を保管する。</p> <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <p>▲購入記録、漁獲産地が確認可能な資料の確認</p>	N/A	<p>生餌の使用はありませんでした。</p>
4. 飼・餌料	4.2飼料のトレーサビリティおよび透明性の確保	種苗生産者 養殖業者	4.2.3	<p>生物飼料</p> <p>●自家培養を用いた飼料・飼料添加物および市販の生体、冷蔵、冷凍、乾燥品の生産地から納品までの過程において適正に管理したことを示す証明を納入業者から得る。</p> <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <p>▲購入記録、産地が確認できる資料等の確認</p>	N/A	<p>生物飼料の使用はありませんでした。</p>

4. 飼・餌料	4.3飼・餌料の使用および管理	種苗生産者 養殖業者	4.3.1	飼料、飼料添加物、生餌および市販の生物餌料の保管場所 ●衛生動物による被害の対策 ●給餌までの適切な保管管理 【評価根拠ガイドライン】 ▲図や画像を含めた保管方法を示す資料の保管 ▲現地審査による現場確認	合格	購入された飼料は、野鳥などのからの汚染を防ぐように網等で仕切り管理されていました。(20kg/袋) すぐに使用する分はフレコンに入れ並べられています。フレコンは丈夫な生地で作られており、衛生動物の被害を防止できます。 本年より飼料供給先からジャストシステムで供給してもらい、自社での保管量を極力少なくする取り組みを始めるそうです。適切な管理がなされています。
4. 飼・餌料	4.3飼・餌料の使用および管理	種苗生産者 養殖業者	4.3.2	生物餌料の自家培養 ●施す栄養素および添加物について適切に管理を行う。 ●野外自家培養の場合周囲からの汚染物についても留意する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲図や画像を含めた培養方法を示す資料の保管 ▲現地審査による現場確認	N/A	生物餌料の自家培養は行っていません。
4. 飼・餌料	4.3飼・餌料の使用および管理	種苗生産者 養殖業者	4.3.3	飼・餌料 ●生餌ごとに使用した飼・餌料や飼料添加物、薬品等の製品名や使用量を記録 ●常に提示できる状態にする。 【評価根拠ガイドライン】 ▲飼育野帳あるいは飼育履歴書の保管 ▲現地審査による現場確認	合格	飼・餌料の使用量は養殖管理データで生餌ごと、日付ごとに詳細に記録されている確認しました。 対象ロット：R3-7.8
4. 飼・餌料	4.3飼・餌料の使用および管理	種苗生産者 養殖業者				
4. 飼・餌料	4.3飼・餌料の使用および管理	種苗生産者 養殖業者				
4. 飼・餌料	4.3飼・餌料の使用および管理	種苗生産者 養殖業者				
4. 飼・餌料	4.3飼・餌料の使用および管理	種苗生産者 養殖業者				
4. 飼・餌料	4.4飼・餌料の効率化および最適化	種苗生産者 養殖業者	4.4.1	飼・餌料の効率化および最適化 ●飼・餌料効率の改善に取り組んでいる。 ●目標値を設定するなど、改善・実行・管理に取り組んでいる。 【評価根拠ガイドライン】 ▲現状の効率を把握し、改善目標の設定や改善に向けた取組を実施している。 ▲飼料効率改善に向けた取組に関する資料の確認	合格	飼・餌料の効率化および最適化をはかるための一例として、増内係数を管理し、分析、参考にしながら適正値を目指しています。季節変動もあるそうです。 分養の精度を高めることにより、飼・餌料の効率化もはかられています。
5. 食品安全	5.1施設と水環境	種苗生産者 養殖業者	5.1.1	施設と水環境 ●人体に悪影響を及ぼす水環境での養殖不可。 【評価根拠ガイドライン】 ▲人体に悪影響を及ぼす水質でないことを自社又は地方自治体等が実施する検査で確認している。 ▲周辺海域の水質調査に関する結果の確認 ▲地方自治体のHPなどで記録を確認できる状態でもよい	合格	養殖施設は、「令和4年度深浦東海合同漁場団」に明確にされています。水質データは、要内町「水域情報ポータル」、要南魚協アプリより逐次入手し確認しています。 水温、塩分、DO、COD、透明度などを確認しています。 底質調査データは、産学共同で毎年測定され開示されています。各データが、産学から提供され閲覧可能な状態です。環境に恵まれたエリアであり、適切な水環境で養殖できています。
5. 食品安全	5.1施設と水環境	種苗生産者 養殖業者	5.1.2	養殖水の汚染 ●種苗生産施設・養殖施設や設備は、廃棄物や動物・人間の排泄物による養殖水の汚染を最低限にすることを目的とした管理がなされている。 【評価根拠ガイドライン】 ▲浄化槽の設置や廃棄物の適切な処理により養殖水の汚染源の管理がされている ▲産業廃棄物管理票（マニフェスト）、浄化槽保守点検記録票を確認 →これは養殖等の施設からの廃棄物の根拠では？当該要求事項は周辺環境からの汚染からの管理では？	合格	養殖に関連する陸上施設の排水は、下水に流されています。 海上施設では、海水が使用されています。 排水、廃棄物は養殖の水環境に影響するような状況ではないことを現場で確認しました。
5. 食品安全	5.1施設と水環境	種苗生産者 養殖業者	5.1.3	衛生動物による汚染 ●種苗生産施設、養殖施設や作業場所は衛生動物による汚染を最小限にする対策を講じている。 【評価根拠ガイドライン】 ▲衛生動物対策の実施状況を写真あるいは現地審査で確認	合格	ネズミやゴキブリのような衛生動物の発生は見られていません。 該当としては鳥が考えられますが、鳥の嫌がる音を使い追い払うようにしています。 鳥のフンによる汚染防止として、海上生簀上部の網ネット、飼料倉庫の網ネットなどを設置しています。衛生面での問題は発生していません。給餌船も衛生的に管理されていることを現場で確認しました。
5. 食品安全	5.1施設と水環境	種苗生産者 養殖業者	5.1.4	衛生管理の教育訓練 ●従業員に施設、製品に関連する衛生管理の教育訓練を定期的に実施する。 ●実施を記録する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲従業員への教育訓練の記録の確認	合格	トレーサビリティ、食品衛生、安全衛生に関して、2022/6/15と6/20に手順書を参考書として実施していました。 記録：社内勉強会参加者名簿
5. 食品安全	5.2製品の取り扱い	種苗生産者/養殖業者	5.2.1	損傷又は魚体へのストレス ●水揚げ、輸送時に、物理的損傷又は魚体へのストレスを最低限にするために、適切な管理と手法を行う。 【評価根拠ガイドライン】 ▲製品の損傷を最小限にするための最適な管理と手法が行われている ▲製品の損傷度の写真あるいは現地審査で確認	合格	養殖に関するデータは、養殖管理システムにて共有化され、最適な養殖条件にて魚のストレスを低減しています。 養殖に関する技術は、主にOJTで教育されています。 魚を活魚車で輸送する際、餌止め時期により移動中に水替えを依頼し、よい水環境での輸送ができるよう手配をしています。 SCSA出荷分は、より良い状態を保つために、専用の水槽に1晩保管し、手づかみにて実施されていました。専用水槽の状態を現場にて確認しました。
5. 食品安全	5.2製品の取り扱い	種苗生産者 養殖業者	5.2.2	出荷対象魚の劣化、汚染 ●劣化、汚染を最小限にするための措置を講じる。 【評価根拠ガイドライン】 ▲製品の劣化、汚染を最小限にする措置を講じている ▲現地あるいは写真での衛生管理状況の確認	合格	各施設の衛生管理状態は、非常に良いです。衛生的な器具の使用、作業場所の掃除の徹底など、商品を劣化させない環境と意識で取り組んでいることを確認しました。

5.食品安全	5.2製品の取り扱い	養殖業者	5.2.3	飼料の原料原産地、飼料安全法の基準に合致の確認 ●原料原産地、飼料安全法の基準に合致しているか確認を実施する。 ●使用した飼料及び飼料添加物の購入記録・産地証明書・飼料品質証明書による確認。 【評価根拠ガイドライン】 ▲各書類による資料安全法の基準に合致しているか、投薬を実施した魚の休業期間の確認。 ▲飼料品質証明書、水産用医薬品使用記録、給餌明細（給餌記録）、休業期間の確認	合格	飼料の安全証明書、品質証明書は受領し、確認していました。 ※4.1.1、4.2.1を参照下さい。
5.食品安全	5.2製品の取り扱い	養殖業者	5.2.3	休業期間 ●医薬品を使用した魚を水揚げする場合、休業期間が終了していることを確認する。 ●記録する。	合格	休業期間が必要な医薬品の使用はありませんでした。 万が一使用する場合の手順、措置については、「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6) (2023年3月16日改訂) に記載されています。
6.安全衛生・労務管理	6.1安全衛生の維持と適切な労働環境の提供	種苗生産者 養殖業者	6.1.1	安全衛生・労務管理 ●安全衛生責任者を任命 ●労働者の安全衛生に配慮した労働環境および器具を提供する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲安全衛生責任者を任命 ▲安全衛生に配慮した環境、器具の提供 ▲書面または現地審査での確認	合格	安全衛生責任者は、安岡社長です。 安全を最優先することは常に社員に伝えていきます。(ヒアリングで確認しました。) ヘルメット、ライフジャケット、カッターを従業員に支給し、着用を徹底していました。現場で確認しました。 船舶の点検、フォークリフトの点検も法的な要求に基づき実施されています。 休暇は計画的に取得できるようにしていました。 スケジュール表、ヒアリングで確認しました。
		種苗生産者 養殖業者	6.1.2	安全衛生研修 ●作業に従事する者は、安全衛生に関して研修を受ける ●記録する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲研修記録等の確認	合格	安全第一であることは、常に社内で周知しています。 社員への聞き取りでも、安全に注意をする意識のあることを確認できました。 2022/6/15及び6/20に教育訓練を実施していました。 記録：社内勉強会参加者名簿
6.安全衛生・労務管理	6.1安全衛生の維持と適切な労働環境の提供	種苗生産者 養殖業者	6.1.3	健康・安全上に関わる環境・事象 ●健康・安全上に関わる環境・事象は記録する。 ●必要に応じ是正措置を講じる。 【評価根拠ガイドライン】 ▲健康、安全上に関わる記録の確認（含む是正措置）	合格	健康・安全にかかわる作業、事業は特にありませんでした。
6.安全衛生・労務管理	6.1安全衛生の維持と適切な労働環境の提供	種苗生産者 養殖業者	6.1.4	労働災害 ●記録する ●是正措置を講じる。 【評価根拠ガイドライン】 ▲労働災害報告書など労働災害に関する書類の確認 ▲対処記録	合格	2023年12月26日に労働災害が発生しました。フォークリフトの運転ルールを守らず人と接触しました。即時、役所の届け出を行い、朝礼でルールの遵守を徹底しています。 対処は、適切でした。
6.安全衛生・労務管理	6.2国内法・ILO条約の遵守	種苗生産者 養殖業者	6.2	●国内法（労働基準法、労働安全衛生法）及びILO条約（中核的労働基準）を遵守している。 【評価根拠ガイドライン】 ▲全ての労働関連法律・施行令・規則及びILO条約（中核的労働基準）を遵守していること ▲6.2.1.1～6.2.3.2に違反がないことを証明する書類の確認	合格	法律は順守しています。 漁業権は維持できている。 免許が必要な車、船舶、機械等については、免許保持情報を管理し、正しい運用がなされています。 従業員の休暇取得は法律に順守します。
6.安全衛生・労務管理	6.2.1児童労働の禁止	種苗生産者/ 養殖業者	6.2.1.1	児童労働 ●児童労働の禁止 ●家族労働における手伝いの範疇は含まない。 【評価根拠ガイドライン】 ▲義務教育を終了していない者の雇用の禁止 ▲被雇用者の生年月日をヒアリング又は履歴書や従業員一覧表などの書類で確認	合格	地元の高校のみに求人票を出しています。 最年少の従業員は2004/2/19生まれの18歳でした。
6.安全衛生・労務管理	6.2.2強制・拘束・奴隷的労働の禁止	種苗生産者 養殖業者	6.2.2.1	雇用完了時 ●雇用者が雇用完了時に被雇用者の給料、財産、便益の一部を差し引くことを禁止する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲雇用者が雇用終了時に被雇用者の給料等の一部を差し引くことは禁止する ▲雇用者が給与を差し引いていないことを証明する書類を確認	合格	雇用完了時に差し引きはなされていないことを退職者の給与明細で確認しました。 令和5年1月退職 給与支給明細書
6.安全衛生・労務管理	6.2.2強制・拘束・奴隷的労働の禁止	種苗生産者 養殖業者	6.2.2.2	雇用開始時 ●雇用者は雇用開始時に被雇用者の身分を証明するパスポート、免許証の原本を引き渡すよう要求してはならない。 【評価根拠ガイドライン】 ▲雇用者による引き取り管理の禁止 ▲免許証・パスポートの原本を被雇用者が保持していないか引き渡す要求をされていないか現地審査で確認	合格	雇用開始時には証明書等の預かりは行っていません。
6.安全衛生・労務管理	6.2.3職場における差別とハラスメントの禁止	種苗生産者 養殖業者	6.2.3.1	差別禁止 ●いかなる場合においても性別、年齢、人種、地域などについて差別的行為、差別的待遇を禁止する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲差別、差別的行為の実態について現地審査、聞き取り調査の実施	合格	会社に差別的なしくみはないと審査時の従業員の行動、言動、ヒアリングで評価しました。 入社3年目従業員に聞き取りを行いました。職場環境はよく、社員同士の関係も適切であるとのことでした。
6.安全衛生・労務管理	6.2.3職場における差別とハラスメントの禁止	種苗生産者 養殖業者	6.2.3.2	ハラスメント ●ハラスメント行為に対する対応システムを構築する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ハラスメント行為対応システムが構築され、ハラスメント行為に対応できること ▲対応システムが構築されているかをヒアリングまたは書面で確認	合格	社員がハラスメントを感じるなど問題があれば、弁護士に相談できるしくみがあります。 (※「外部相談窓口の利用方法」で掲示しています。) 入社3年目従業員に聞き取りを行いました。 ハラスメントは、ないと伺いました。

7社会経済的側面	7.1法令順守	種苗生産者 養殖業者	7.1.1	法律・条令等の順守 ●種苗生産、養殖生産に関連する法律及び種苗生産施設・養殖施設の所在する地方自治体の条例等を遵守する。 ・漁業法 ・水産資源保護法 ・持続的養殖生産確保法 ・内水面漁業の振興に関する法律 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・食品衛生法 ・食品安全基本法 ・労働基準法 ・労働安全衛生法など 【評価根拠ガイドライン】 ▲要求事項にある法令、その他関連する法令及び各地方自治体の条例の遵守。 ▲法令違反や条例に違反していないことを示す書類の確認	合格	法律については、行政、漁業協同組合、近畿大学や愛媛大学、関係メーカーなどからよく情報を入力し、対応が必要であれば、適宜行っています。 多くの組織とのつながりを持ち、法令について適切な情報収集、そして法令に基づき運用ができています。 区画漁業権は適切に維持できています。 ※3.1.1参照
7社会経済的側面	7.2認証管理	種苗生産者 養殖業者	7.2.1	管理システム構築 ●認証制度の基準に適合する認証制度管理システムを構築 ●認証制度管理責任者を任命 ●以下の内容を実施する。 【評価根拠ガイドライン】 基準に適合する管理システムの構築を行うこと。(システムの文書化及び閲覧可能な状態までは要求なし) 認証制度管理システムが構築されていることを書面又は電子データで確認	合格	手順は構築できています。 「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂) 明確にされています。 認証の管理責任者は、社長である安岡高身氏です。 組織図で担当が明確にされています。 従業員は34名である。
7社会経済的側面	7.2認証管理	種苗生産者 養殖業者	7.2.1	a) 認証制度の管理 (外注管理を含む) 把握に関する計画の立案及び推進	合格	年間計画が作られ社内共有され、計画に基づき運用がなされていました。
7社会経済的側面	7.2認証管理	種苗生産者 養殖業者	7.2.1	外注を使用する場合 b) 外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進	合格	養殖管理工程での外注はありませんでした。 ダイバーへの依頼は、対応が必要な都度依頼をしています。
7社会経済的側面	7.2認証管理	種苗生産者 養殖業者	7.2.1	c) 内部規程の制定、確認及び改廃についての統括	合格	内部規程の見直しは必要の都度実施しています。 教育訓練時での読み合わせ時、内部監査時、審査前にも見直しを行っています。 審査前の3月16日に見直しを実施されていることを確認しました。
7社会経済的側面	7.2認証管理	種苗生産者 養殖業者	7.2.1	d) 従業員に対する教育訓練	合格	2022/6/15及び6/20に教育訓練を実施していました。 記録：社内勉強会参加者名簿
7社会経済的側面	7.2認証管理	種苗生産者 養殖業者	7.2.1	e) 地域住民、利害関係者等との対話の推進	合格	省庁、漁協、県、大学、企業などの連携はよく取られていることを社長との面談時に確認できました。 愛南漁協の理事でもあり、理事会等で利害関係者と対話を推進しています。
7社会経済的側面	7.2認証管理	種苗生産者 養殖業者	7.2.1	f) 認証制度管理において生じた異常等に関する処置又は指導	合格	安岡社長は社員の個性を把握し、異常等には適切に対応し、また社員の指導も細やかな配慮のもと行っていることを審査時にも確認できました。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	内部規定 ●次の事項について、マネジメントのための内部規程を具体的かつ体系的に整備する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲基準に適合するマネジメントのための内部規程を構築 ▲文書化又は電子データで管理 ▲従業員が常時間閲覧可能な状態にする。 ▲内部規程が構築されていることを書面又は電子データで確認	合格	「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂) に明確にされています。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	a) 生産履歴の管理及び追跡に関する事項	合格	「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂) に明確にされています。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者 加工・流通業者	7.3.1	b) 受け入れた人工種苗、養殖魚又は加工品の格付の表示の確認に関する事項	合格	「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂) に明確にされています。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者	7.3.1	c) 人工種苗の証拠の保管に関する事項		
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	d) 飼料等の管理に関する事項	合格	「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂) に明確にされています。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	e) 養殖中 (人工種苗又は養殖魚の受入れから人工種苗又は養殖魚の出荷まで) の人工種苗又は養殖魚の逃亡及び侵入管理に関する事項	合格	「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂) に明確にされています。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	f) 人工種苗、養殖魚又は加工品の区分管理に関する事項	合格	「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂) に明確にされています。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	g) 苦情処理に関する事項	合格	「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂) に明確にされています。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	h) 内部監査に関する事項	合格	「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂) に明確にされています。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	i) マネジメントレビューに関する事項	合格	「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂) に明確にされています。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	j) 改善に関する事項	合格	「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂) に明確にされています。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	k) 認証制度の管理又は把握に係る記録の作成及び保存に関する事項	合格	「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂) に明確にされています。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	l) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関への通知に関する事項	合格	「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂) に明確にされています。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	m) 認証制度の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項	合格	「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂) に明確にされています。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.2	●内部規程に従い業務を適切に行う。 【評価根拠ガイドライン】 ▲作成した内部規程に基づく業務実施のエビデンス ▲内部規程の内容	合格	手順に従って業務を行っていることを審査全体を通して確認しました。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.3	●内部規程の定期的な見直し。 ●内部規程見直しについて、従業員への十分な周知。 【評価根拠ガイドライン】 ▲必要に応じ修正、従業員への周知の実施 ▲内部規程の周知についてヒアリングなどで現地確認	合格	内部規程の見直しは必要の都度実施しています。 教育訓練時での読み合わせ時、内部監査時、審査前にも見直しを行っています。 審査前の3月16日に見直し実施ことを確認しました。

7社会経済的側面	7.4認証制度の管理又は把握を担当する者の能力及び人数	種苗生産者 養殖業者	7.4.1	要員の能力と人数 ● 認証制度管理担当者及び認証制度管理責任者は、次の事項を満たす。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 認証制度管理担当者、認証制度管理責任者の存在を組織図や現地審査の聞き取りで確認	合格	組織図(2023/3/1最新版)で担当、担当業務を確認しました。 ※安高水産有限会社 現場組織図 ジョブローテーションを適宜行い、社員の成長を促していると同いました。
7社会経済的側面	7.4認証制度の管理又は把握を担当する者の能力及び人数	種苗生産者 養殖業者	7.4.1	a) 認証制度管理担当者 人工種苗、養殖魚又は加工品の認証制度管理に関する知識を有する者が一人以上。	合格	組織図(2023/3/1最新版)で担当、担当業務を確認しました。 ※安高水産有限会社 現場組織図 各担当責任者の力量(認証制度管理に関する知識)は、「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂)に明確にされています。
7社会経済的側面	7.4認証制度の管理又は把握を担当する者の能力及び人数	種苗生産者 養殖業者	7.4.1	b) 認証制度管理責任者 認証制度管理担当者の中から一人を選任する。	合格	認証制度管理責任者は、社長の安岡氏です。
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.1	認証モニタリングを行う部門 ● 他部門から実質的に独立した組織及び権限を有する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 認証モニタリング担当者が一人以上選出 ▲ 他部門から独立、モニタリングに関する権限を有している。 ▲ モニタリング担当者が複数名選出されている場合は、責任者を1名選任 ▲ モニタリングを行う部門を組織図や現地審査の聞き取りで確認	合格	認証モニタリングは専務の宮崎氏(専務・販売統括責任者)が行っています。他部門から独立した立場にあります。
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者				
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者				
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者				
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	モニタリング規程の整備 ● 次の事項について、認証モニタリングに関する規程を具体的なかつ体系的に整備する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 基準に適合するモニタリング規程を構築し、文書化又は電子データで管理している。 ▲ 認証モニタリング規程が構築されているか文書や電子データで確認	合格	認証モニタリングに関する手順は、「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂)に明確にされています。
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	a) 認証管理についての検査に関する事項	合格	認証モニタリングに関する手順は、「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂)に明確にされています。認証モニタリングは適切に実施されていました。
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	b) 認証モニタリングの表示に関する事項	-	-
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	c) 認証モニタリング後の荷口の出荷又は処分に関する事項	合格	手順は、「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂)に明確にされています。 該当の事例はありませんでした。
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	d) 出荷後にSCSA認証に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項	合格	手順は、「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂)に明確にされています。 該当の事例はありませんでした。
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	e) 苦情処理に関する事項	合格	手順は、「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂)に明確にされています。 該当の事例はありませんでした。
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	f) 内部監査に関する事項	合格	「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂)に明確にされています。 内部監査実施 2022/10/24～28で実施されていました。 記録：内部監査記録
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	g) マネジメントレビューに関する事項	合格	内部監査後、マネジメントに報告されていました。 2022/11/4
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	h) 改善に関する事項	合格	改善は日々の業務の中で常時行なう社風です。 飼・餌料の効率化および最適化をはかるための一例として、増肉係数を管理し、分析参考にしながら適正値を目指しています。季節変動もあるそうです。 ワクチン接種する注射器の針先の治具も錆が残らないように、独自で改善されていました。
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	i) 認証モニタリングに係る記録の作成及び保存に関する事項	合格	手順は、「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂)に明確にされています。 モニタリングは、養殖管理システムにデータをインプットする段階で行われます。 養殖管理システム内のデータに間違いがなかったことより、モニタリングが正しく行われたと評価しました。
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	j) 認証モニタリングの実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項	合格	手順は、「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂)に明確にされています。 モニタリングは、養殖管理システムにデータをインプットする段階で行われます。 養殖管理システム内のデータに間違いがなかったことより、モニタリングが正しく行われたと評価しました。
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.3	モニタリング実施 ● 認証モニタリング規程に基づいて認証モニタリング及び認証モニタリングの表示に関する業務を適切に行う。 ● その結果、認証モニタリングの表示が適切に付されることを確実に認められる。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ モニタリング手順、実施記録を文書や電子データで確認	合格	手順は、「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂)に明確にされています。 モニタリングは、養殖管理システムにデータをインプットする段階で行われます。 養殖管理システム内のデータに間違いがなかったことより、モニタリングが正しく行われたと評価しました。

7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	<p style="text-align: center;">種苗生産者 養殖業者</p>	7.5.4	<p>出荷後追跡不可能となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人工種苗、養殖魚又は加工品の出荷後、出荷された荷口に係る生産履歴の情報が追跡可能な状態でなくなった場合は、以下を確実にする。 ●当該荷口を受け渡した種苗生産者、養殖業者又は加工・流通業者その他の取扱業者へその事実を伝達する。 ●当該荷口の格付の表示が適切に除去され、又は抹消されることを確実にする。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <p>▲生産履歴に関する情報が追跡可能な状態でなくなった場合、出荷先などにその事実を通知し、表示が除去又は抹消されるための手順を構築する。</p> <p>→記録やDNA鑑定サンプルの保存期間が終了し廃棄した場合も含まれるのか？ 生産履歴に関する情報が追跡不可能となった製品の格付表示が除去される手順の確認</p>	N/A	<p>手順は、「安高水産 養殖手順書 養殖トレーサビリティシステム (Ver.2.6)」(2023年3月16日改訂)に明確にされています。 該当の事例はありませんでした。</p>
----------	-------------	---	-------	---	-----	---